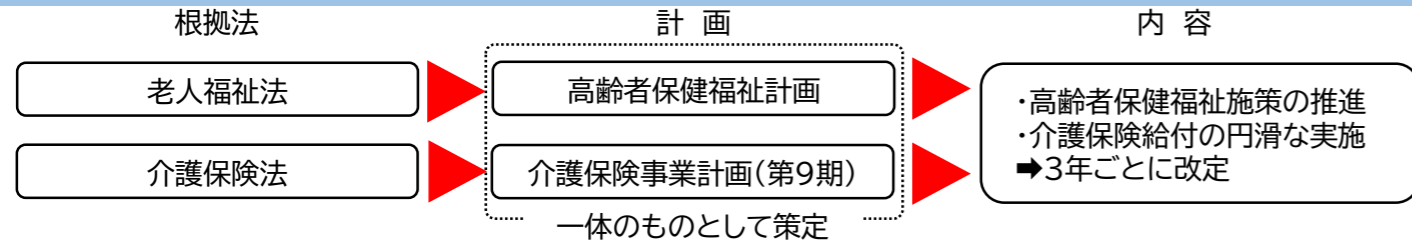


第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

P1～

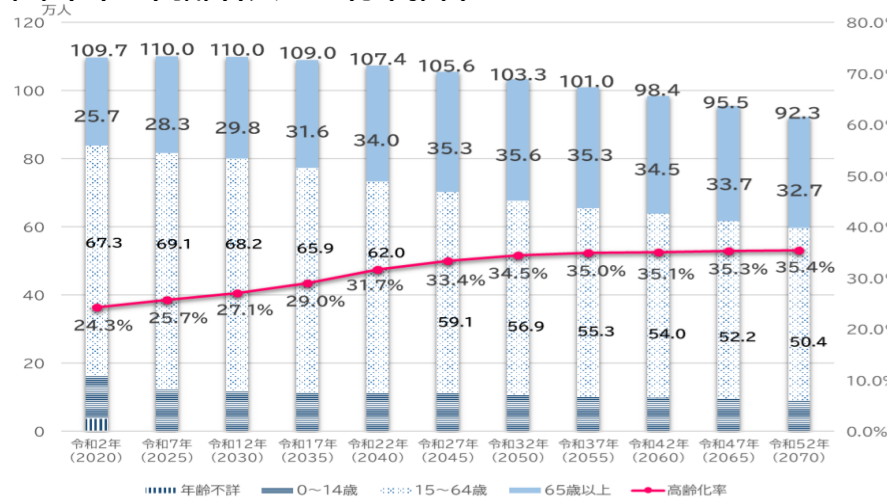


※令和5年6月に公布された認知症基本法に基づく、市町村認知症施策推進計画として位置付けることも含めて検討中。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

P6～

(1)本市の高齢者人口の将来推計

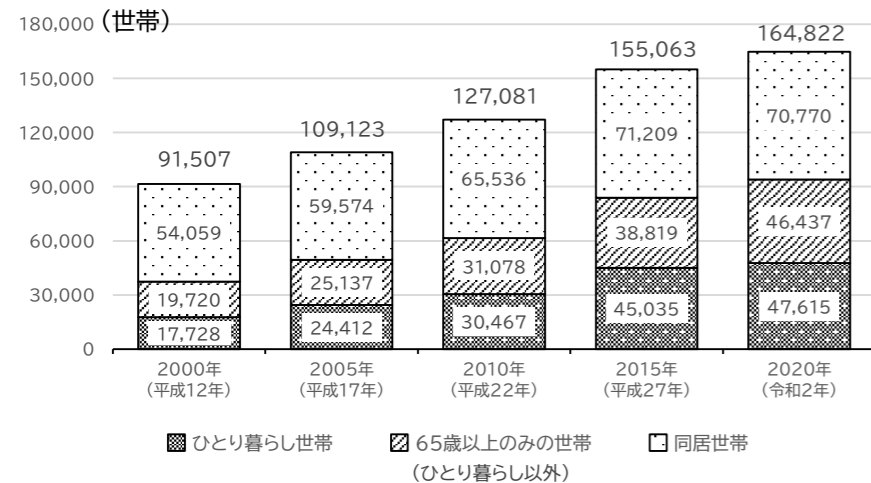


○65歳以上人口
令和 2年(2020年):約26万人
令和32年(2050年):約36万人

○15～64歳人口
令和 2年(2020年):約67万人
令和32年(2050年):約57万人

※令和2年は国勢調査結果(高齢化率は年齢不詳を除いて算出)、令和7年以降は「仙台市将来人口推計」(仙台市まちづくり政策局資料)より作成

(2)本市の在宅高齢者の世帯状況

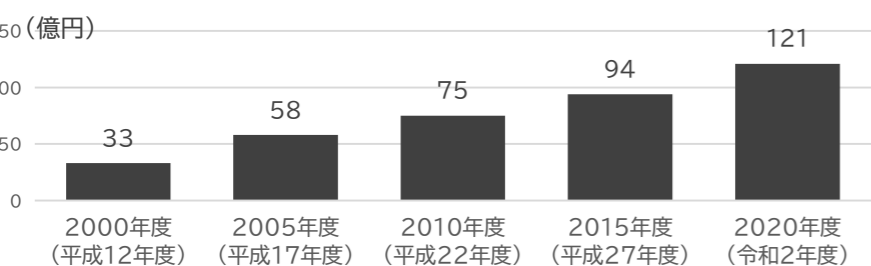


○高齢者のひとり暮らし世帯
平成12年(2000年):約1.8万世帯
令和 2年(2020年):約4.8万世帯

○高齢者のみ世帯(ひとり暮らし除く)
平成12年(2000年):約2.0万世帯
令和 2年(2020年):約4.6万世帯

※国勢調査結果より作成

(3)介護保険事業特別会計への一般会計繰出金決算額の推移



○一般会計における介護保険事業特別会計への繰出金(※)
平成12年度(2000年): 33億円
令和 2年度(2020年):121億円

※介護保険事業は介護保険法の規定に基づき特別会計を設けており、その財源の一部を一般会計で負担しています。当該会計では、介護サービスの費用や地域包括支援センターの運営費等を支出しています。

【現状を踏まえた課題認識】

- 少子高齢化の進展により支えられる世代が増加し、支える世代が減少することに加え、後期高齢者の増加に伴い、支援ニーズの重度化や介護給付に係る負担の増加が想定される
- 高齢者のひとり暮らし世帯等の増加に伴い、従来家族・地域等が受け止めてきた高齢者の支援ニーズの複雑化と顕在化が想定される

第3章 今後の高齢者施策を推進していく上での視点及び方向性

P42～

(1)高齢者を取り巻く社会構造等の変化を踏まえた視点

- 人口構造の変化を見据えた高齢者施策の持続性の確保
→支えられる世代の増加と支える世代の減少を見据えた、高齢者施策の持続性の確保が必要
- 世帯構成の変化等により顕在化・複雑化するニーズへの対応の強化
→従来、家族・地域等が受け止めてきた高齢者の支援ニーズの顕在化と複雑化が懸念され、ニーズの把握とそれに対応するための体制づくりの強化が必要
- 環境の変化や技術革新への適応
→コロナ禍による生活様式の変容やデジタル技術の進展など、高齢者を取り巻く社会環境が短期間で大きく変化するとともに、個人の価値観の多様化も進行しており、変化に合わせた柔軟かつ適切な対応が必要

(2)前計画の実績を踏まえた視点

- 地域での介護・フレイル予防、健康づくりの取り組みによる健康寿命の延伸
- 高齢者が生きがいを持ち、意欲的に活動することができる環境の整備
- 安心して自立した生活を続けるためのきめ細かな支援の充実
- 高齢者の複雑化する課題の解決に向けた地域資源の連携の強化
- 認知症の人と家族が活躍できる機会や場の創出と、認知症への正しい知識・理解を深める取組の推進
- 中長期的な需要を捉えた介護サービス基盤の整備
- 多様な介護人材の確保・育成と意欲的に働き続けられる環境づくりの推進

(3)今後の高齢者施策を推進していく上での方向性

- 高齢者が意欲的に社会で活躍し続けられるよう、保健事業等についてコロナ禍の影響からの回復を図ることはもとより、健康寿命の延伸、介護・フレイル予防や保健事業の強化に向けた取り組みの充実を図る
- 人口構造が変化していく中においても高齢者施策の持続性を確保していくため、デジタル化社会への適応を図るとともに、市民の機運を醸成しながら協働して取り組む施策の強化を図る
- サービス需要の増加や複雑化へもきめ細かく対応できるよう、地域全体の結びつきをより強化し、共生社会の実現に向けた取り組みの推進を図る
- 将来にわたって介護サービスが安定的に提供されるよう、計画的な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、多様な介護人材の確保に向けた取り組みの推進を図る

第4章 基本理念・基本目標・施策の体系

P45～

第5章 高齢者保健福祉施策の推進

P52～

基本理念

共に支え合い、生涯自分らしく暮らし続けられる社会の実現

本計画では、上位計画である「仙台市基本計画」や「せんだい支えあいのまち推進プラン(仙台市地域保健福祉計画)」をはじめとした本市の関連計画、高齢者保健福祉施策を推進していく上での今後の取り組みの方向性を踏まえるとともに、多くの市民の理解を得ながら、共に計画の推進を図ることができるよう、基本理念を定める。

基本目標

高齢者が健康で生きがいを感じながら、心豊かに自分らしく活躍することができるとともに、地域で共に支え合い、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けることができる社会を実現します

基本理念を踏まえ、社会が急速に変化する中であっても、高齢者を含めた地域全体の支え合いのもと、一人ひとりが持つ多様性を尊重しながら、将来にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すことを基本目標とする。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度計画）中間案〔概要版〕

【方針1】社会の変化に対応しながら、高齢者が健康で自分らしく活躍することができるような取り組みや環境づくりを進めます

（施策1）高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援の充実

- (1) 介護・フレイル予防、健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備
 - ・フレイルサポーターによる市民協働でのフレイル予防活動の拡充
 - ・フレイルのリスクが高い地域の高齢者のセルフケアに対する意識向上
 - ・アフターコロナにおける社会の変化に対応したセルフケアへの支援の実施
 - ・地域活動の場などでのオーラルフレイル予防に取り組むための機会づくり
 - ・ICT等を活用したフレイル予防に向けた取り組みの推進
 - ・介護予防・健康づくりの取り組みの推進に向けた、民間活力の導入 など
- (2) スポーツ活動への支援
 - ・高齢者運動教室の開催
 - ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 など

（施策2）高齢者の意欲と経験に応じた活躍を後押しする取り組みや、環境づくりの推進

- (1) 多彩な生涯学習の展開
 - ・豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成
 - ・eスポーツを活用した生きがいづくり・健康づくりのイベント開催 など
- (2) 社会参加活動の推進
 - ・シルバー人材センターによる臨時的・短期的な就業機会の提供
 - ・敬老乗車証制度の運用による外出支援 など

（施策3）社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化

- (1) 感染症の影響により生じた変化に対応する取り組みの推進
 - ・専門職を活用したフレイル予防の普及啓発と、早期発見・早期支援の推進 など
- (2) 高齢者の家族構成等の変化に対応する取り組みの強化
 - ・技術の進展を踏まえたひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの運用の見直し など
- (3) 高齢者を取り巻く環境の変化に対応する取り組みの強化
 - ・持続性の確保に向けた敬老乗車証制度の見直し など

【方針2】地域で共に支え合い誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの体制を強化します

（施策4）地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実

- (1) 暮らしを支える多様な支援
 - ・住民主体による訪問型支え合いサービスの実施 ・食の自立支援サービスの実施 など
- (2) 安心できる暮らしの確保
 - ・災害時要援護者情報登録制度 ・災害時要援護者個別避難計画作成に向けた検討 など
- (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
 - ・仙台市成年後見総合センターにおける成年後見制度等に関する相談等 など
- (4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり
 - ・住宅改造費助成制度のあり方検討 ・住宅セーフティネット制度の情報提供 など

（施策5）地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化

- (1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援
 - ・生活支援コーディネーターを中心とした地域資源の拡充
 - ・民生委員児童委員と連携した見守りと支援のきっかけづくり
 - ・住民主体による訪問型生活支援団体の立ち上げ支援 など
- (2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援
 - ・地域ケア会議や「つながる会議」を通じた多職種・多機関の連携強化
 - ・医療と介護の情報共有など、効果的な地域包括ケアシステムのあり方の検討 など
- (3) 地域包括支援センターによる支援の充実
 - ・総合的な相談支援機能の充実
 - ・ICTを活用した介護予防ケアマネジメント業務や、介護・フレイル予防業務の効率化の検討 など

（施策6）認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進

- (1) 市民一人ひとりが認知症への理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げる取り組みの推進
 - ・認知症の人とともに、新しい認知症観を広げるための動画・HP等を作成 など
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化と共生社会づくりの推進
 - ・認知症の人が安心して買い物ができる体制づくりの検討 など
- (3) 医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化
 - ・かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進 など

【方針3】将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築します

（施策7）中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備

- (1) 介護サービス基盤の整備
 - ・計画期間(令和6～8年度)内の整備量の目標(整備量については、現時点の見込み)
 - ・特別養護老人ホーム 230人分 ・介護老人保健施設 整備なし
 - ・認知症高齢者グループホーム 162人分 ・特定施設入居者生活介護 300人分
 - ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 11事業所
- (2) サービスを提供する事業所・施設への支援
 - ・ケアプラン点検による質の高いケアマネジメントのための支援 など

（施策8）介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進

- (1) 将来を見据えた介護人材の確保のための取り組みの推進
 - ・事業者における外国人材の受け入れに向けた機運の醸成と受け入れやすい環境整備
 - ・高校生や保護者・教員に向けた広報・啓発活動の検討 など
- (2) 継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進
 - ・介護職員の定着促進に向けた、処遇改善加算の適切な運用の確保と国への働きかけ など
- (3) 介護人材の資質の向上に向けた取り組みの推進
 - ・在宅医療・介護に携わる多職種をはじめとした、各職種に向けた研修の実施 など
- (4) 業務の効率化に向けた取り組みの推進
 - ・介護サービス事業所における電子申請・届出システムの環境整備
 - ・ICTを活用した要介護等認定業務の効率化 など

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度計画）中間案[概要版]

第6章 介護保険対象サービスの見込量

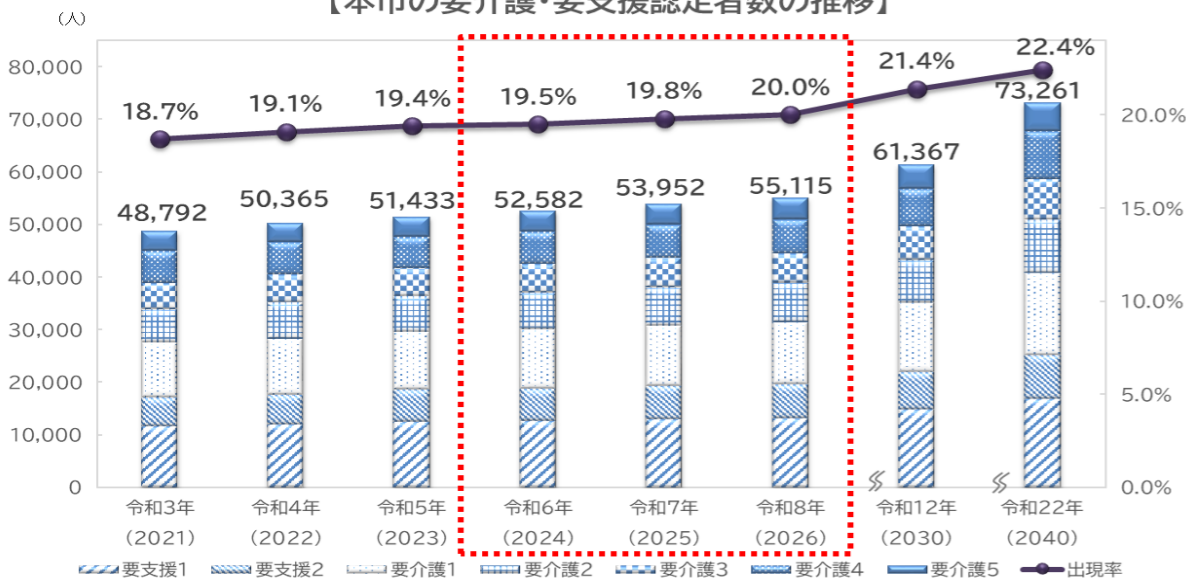
P90～

(1)本市の要介護・要支援認定者数の推計

・要介護・要支援認定者数は今後も増加する見込みです。

令和5年 約5万1千人 → 令和8年 約5万5千人

【本市の要介護・要支援認定者数の推移】



※令和5年までは実績(各年10月1日)、令和6年以降は直近の出現率の伸び率を基に推計
 ※出現率の推移は第1号被保険者数に影響を受けるため、グラフの要介護・要支援認定者数の増減の推移と必ずしも連動しない場合がある。

(2)各年度における主なサービスの見込量

・サービスの種類ごとに、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)の給付実績をもとに分析したうえで、計画期間の各年度における要介護・要支援認定者数の推計値等をもとに見込量を推計しています。
 ・基盤整備の状況により見込量が変動するサービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護等)については、上記による分析に加え、今後の整備量の目標を踏まえた定員数等を勘案して推計しています。

※令和4年度は実績、令和6年度以降は推計

	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険給付(介護サービス・介護予防サービスの合計)				
(1)居宅サービス等				
訪問介護(ホームヘルプサービス)	(回/年) 1,964,818	2,016,788	2,074,758	2,123,860
訪問看護	(回/年) 449,336	464,044	476,667	487,618
通所介護(デイサービス)	(回/年) 668,742	695,168	714,901	732,157
短期入所生活介護	(日/年) 421,187	450,271	450,271	450,271
福祉用具貸与	(人/月) 16,925	17,651	18,119	18,517
住宅改修	(件/年) 2,457	2,592	2,652	2,712
居宅介護支援	(人/月) 23,799	24,837	25,490	26,049
(2)地域密着型サービス				
認知症対応型通所介護	(回/年) 51,579	57,677	60,079	62,359
小規模多機能型居宅介護	(人/月) 940	1,085	1,138	1,193
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	(人/月) 2,074	2,251	2,297	2,351
地域密着型通所介護	(回/年) 265,412	273,934	281,410	287,897
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	(人/月) 3,940	4,509	4,509	4,509
介護老人保健施設、介護医療院 ^(*)	(人/月) 2,829	2,972	3,099	3,099
地域支援事業				
訪問介護型サービス、生活支援訪問型サービス	(回/年) 231,019	246,562	250,324	256,008
通所介護型サービス、生活支援通所型サービス	(回/年) 352,856	381,963	391,765	392,564

(*)介護医療院については、新規整備のほか医療療養病床からの転換分を含め、介護老人保健施設に含めて推計しています。

第7章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

P94～

(1)保険料段階の設定(基準額に対する割合)(令和6年度～令和8年度(第9期))

①これまでの考え方

・第1号被保険者の保険料段階は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から所得段階別保険料としており、基準額(第6段階:割合1.000)に対し、所得の低い層(第1段階～第5段階:市町村民税本人非課税)で軽減した分を、所得の高い層(第7段階以上:市町村民税本人課税)の負担で賄えるよう設定しています。

②第9期における国の検討状況

・低所得者の介護保険料上昇の抑制と負担能力に応じた負担の観点から、
 (a) 標準段階の多段階化、(b) 高所得者の標準乗率の引上げ、(c) 低所得者の標準乗率の引下げ 等について検討されています。

③第9期における本市の考え方

・第9期の保険料段階(公費軽減^(※)前)については、国が示す段階の目安を踏まえ、第8期における基準額に対する割合と比較して、国の定める割合と同率または低くなるよう設定(第1段階～第5段階)するとともに、第10段階以上を細分化し、割合を変更します。

※公費軽減:消費税による公費を投入して、第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」を軽減するもの。
 第9期における公費軽減割合は国において現在検討中であり、中間案では第8期と同じ軽減割合を採用することとしているため、今後変動することがあります。
 第1段階および第2段階:0.445→0.245(Δ0.200) 第3段階:0.650→0.400(Δ0.250) 第4段階:0.690→0.640(Δ0.050)

例1

第1段階(公費軽減前)
 第8期(本市)0.500>第9期(国)0.445
 ⇒ 第9期(本市)0.445

例2

第10段階(300万円以上)
 ・国の標準段階が細分化されたことを踏まえ、本市の保険料段階を細分化し、割合を変更
 第8期(本市)第10段階:300万円以上500万円未満(1.700)
 ⇒ 第9期(本市)第10段階:300万円以上400万円未満(1.700)
 第11段階:400万円以上500万円未満[新設](1.800)

【現行の保険料段階】

所得段階 a	対象となる方 b	第8期 c
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢福祉年金を受給している方	0.300 (0.500)
第2段階	本人が市町村民税非課税で 同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で 本人の「前年の「所得税金額」の合計額」と年金	80万円以下の方 0.300 (0.500)
第3段階		80万円を超え120万円以下の方 0.400 (0.650)
第4段階		120万円を超える方 0.700 (0.750)
第5段階		80万円以下の方 0.850
第6段階		80万円を超える方 1.000
第7段階		本人が市町村民税課税で 本人の「前年の「合計所得金額」が
第8段階	125万円以上200万円未満の方 1.250	
第9段階	200万円以上300万円未満の方 1.500	
第10段階	300万円以上500万円未満の方 1.700	
第11段階	500万円以上700万円未満の方 1.900	
第12段階	700万円以上1,000万円未満の方 2.100	
第13段階	1,000万円以上の方 2.300	

【第9期の国段階の目安】

第8期 d	対象となる方 e	第9期 f
0.500	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢福祉年金を受給している方	0.445
0.750	本人が市町村民税非課税で 同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で 本人の「前年の「所得税金額」の合計額」と年金	80万円以下の方 0.300 (0.500)
		80万円を超え120万円以下の方 0.680
		120万円を超える方 0.690
		80万円以下の方 0.900
		80万円を超える方 1.000
		1.200
120万円以上200万円未満の方 1.300		
200万円以上300万円未満の方 1.500		
300万円以上400万円未満の方 1.700		
400万円以上500万円未満の方 1.900		
500万円以上700万円未満の方 2.100		
1.700	本人の「前年の「合計所得金額」が	590万円以上700万円未満の方 2.300
		680万円以上 2.400

【第9期における本市の保険料段階(案)】

所得段階 g	対象となる方 h	第9期 i
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢福祉年金を受給している方	0.245 (0.445)
第2段階	本人が市町村民税非課税で 同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で 本人の「前年の「所得税金額」の合計額」と年金	80万円以下の方 0.245 (0.445)
第3段階		80万円を超え120万円以下の方 0.400 (0.650)
第4段階		120万円を超える方 0.640 (0.690)
第5段階		80万円以下の方 0.850
第6段階		80万円を超える方 1.000
第7段階		本人が市町村民税課税で 本人の「前年の「合計所得金額」が
第8段階	125万円以上200万円未満の方 1.250	
第9段階	200万円以上300万円未満の方 1.500	
第10段階	300万円以上400万円未満の方 1.700	
第11段階	400万円以上500万円未満の方 1.800	
第12段階	500万円以上600万円未満の方 2.000	
第13段階	本人の「前年の「合計所得金額」が	600万円以上700万円未満の方 2.100
第14段階		700万円以上1,000万円未満の方 2.300
第15段階		1,000万円以上1,500万円未満の方 2.500
第16段階	1,500万円以上の方 2.600	

※()内は、公費軽減前の割合です。

第8章 介護保険事業に係る費用の見込み(試算)

P104～

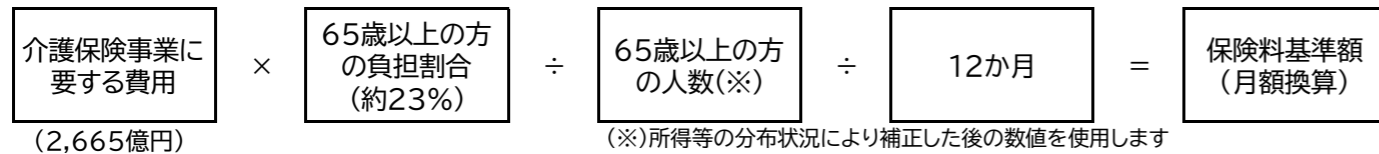
(1) 計画期間の費用の合計額の見込み

・第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における介護サービス見込量をもとに、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり**2,665億円**と算出しました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度計(第8期計画比 ^(*))	(参考)第8期計画計		
保険給付費	居宅サービス等	34,533,083千円	35,334,856千円	35,939,194千円	105,807,133千円	Δ1.4%	107,276,455千円
	施設サービス	25,050,849千円	25,490,811千円	25,490,811千円	76,032,471千円	+4.6%	72,655,104千円
	地域密着型サービス	16,802,977千円	17,428,990千円	18,084,022千円	52,315,989千円	+12.4%	46,534,570千円
	高額介護サービス等	4,547,455千円	4,666,142千円	4,766,931千円	13,980,528千円	+9.5%	12,766,597千円
	小計	80,934,364千円	82,920,799千円	84,280,958千円	248,136,121千円	+3.7%	239,232,726千円
地域支援事業費	5,945,000千円	6,135,907千円	6,332,042千円	18,412,950千円	+7.5%	17,128,119千円	
財政安定化基金拠出金	-	-	-	-	-	-	-
合計	86,879,364千円	89,056,706千円	90,613,000千円	266,549,071千円	+4.0%	256,360,845千円	

※千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。
 (*)令和6年度～8年度計と第8期計画計の千円単位での比較です。

(2) 保険料設定のしくみ

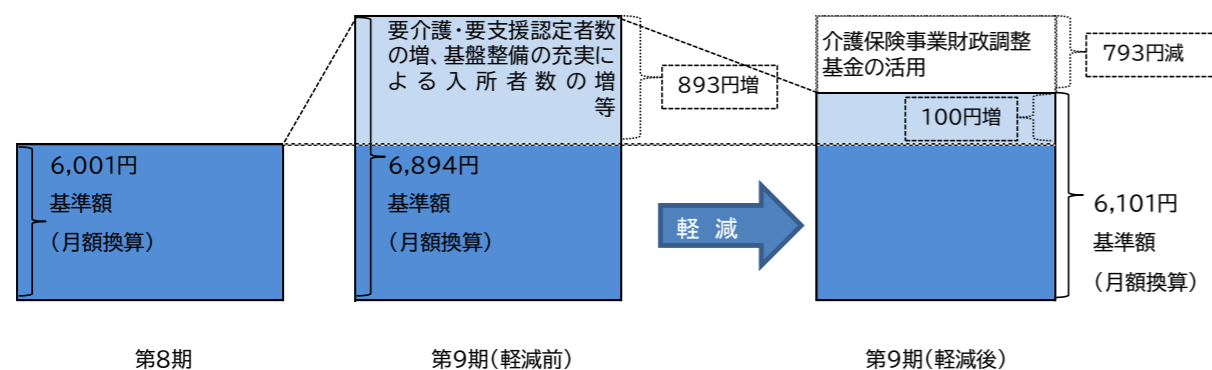


(3) 計画期間における65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料について

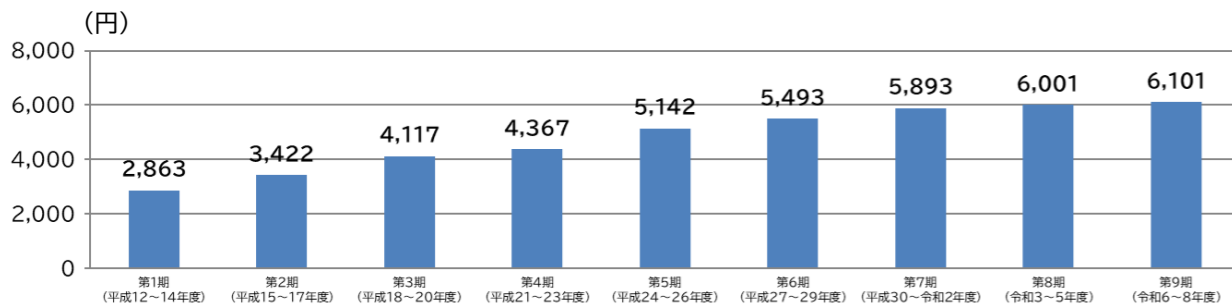
・第8期(令和3年度～令和5年度)の基準額 6,001円/月
 ⇒ 第9期(令和6年度～令和8年度)の基準額 **6,101円/月**(※) (+100円、+1.7%)

※本市の保険料収入の剰余金の積立て(76億円)を活用して6,894円を6,101円に軽減(Δ793円)しています。
 現時点での試算値であり、令和6年度介護報酬改定等により、今後変動することがあります。

【保険料のイメージ】



【参考資料】第1号被保険者の方の保険料額(月額換算)



(4) 第1号被保険者の保険料の試算額

区分	所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料(※1) (月額換算)	(参考)第8期 年額保険料 (月額換算)
基準額より軽減される方	1	・生活保護を受けている方 ・世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	0.245 (※2)	17,900円 (1,492円)	21,600円 (1,800円)
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で	0.245 (※2)	17,900円 (1,492円)	21,600円 (1,800円)
	3		0.400 (※2)	29,200円 (2,433円)	28,800円 (2,400円)
	4		0.640 (※2)	46,800円 (3,900円)	50,400円 (4,200円)
	5		0.850	62,200円 (5,183円)	61,200円 (5,100円)
基準の方	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で	1.000	73,200円 (6,100円)	72,000円 (6,000円)
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で	1.100	80,500円 (6,708円)	79,200円 (6,600円)
	8		1.250	91,500円 (7,625円)	90,000円 (7,500円)
	9		1.500	109,800円 (9,150円)	108,000円 (9,000円)
	10		1.700	124,400円 (10,367円)	122,400円 (10,200円)
	11		1.800	131,700円 (10,975円)	
	12		2.000	146,400円 (12,200円)	136,800円 (11,400円)
	13		2.100	153,700円 (12,808円)	
	14		2.300	168,300円 (14,025円)	151,200円 (12,600円)
	15		2.500	183,000円 (15,250円)	
	16		2.600	190,300円 (15,858円)	165,600円 (13,800円)

(※1) 仙台市介護保険条例第3条で規定する保険料率の百円未満の端数を切り捨てた額(実際の賦課額)を記載しています。
 また、「年額保険料÷12月」で算出した額を月額換算として記載しています(1回の納期で納めていただく保険料額とは異なります)。
 (※2) 第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、消費税増税分を活用した公費により軽減しています。
 第1段階および第2段階:0.445→0.245(Δ0.200) 第3段階:0.650→0.400(Δ0.250) 第4段階:0.690→0.640(Δ0.050)
 なお、公費軽減割合は国において現在検討中であり、中間案では第8期と同じ軽減割合を採用することとしているため、今後変動することがあります。

・「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く)で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。
 ・「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費等を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得(特別控除後)などの分離課税所得の合計で、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。